

岡山県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例

【令和 2 年 3 月 30 日条例 2 号】

改正 令和 4 年 9 月 30 日条例第 5 号 令和 5 年 3 月 30 日条例第 2 号
令和 6 年 3 月 27 日条例第 2 号 令和 7 年 3 月 28 日条例第 7 号
令和 7 年 10 月 21 日条例第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条（この規定を同法第 17 条において準用する場合を含む。）、第 17 条、第 18 条第 3 項並びに第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第 6 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 岡山県市町村総合事務組合職員の定年等に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 13 号）。以下「定年条例」という。）第 4 条第 1 項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第 2 項の規定により期限を延長することとされている職
- (3) 定年条例第 9 条の規定により異動期間（同条第 1 項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）をいう。第 9 条第 3 号において同じ。）を延長された管理監督職（同条例第 6 条に規定する職をいう。第 9 条第 3 号において同じ。）を占める職員
- (4) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては当該子が 2 歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはア及びイに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日
 - ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方

等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月に到達日において地方等育児休業をしている場合

(3) 当該子の1歳6か月に到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

（育児休業の承認の取消事由）

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)

第6条 管理者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 岡山県市町村総合事務組合職員給与条例(平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第15号。以下「給与条例」という。)第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職場復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 定年条例第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員
- (3) 定年条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該

育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

- (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児短時間勤務の承認が、第13条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3か月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により管理者に申し出た場合に限る。）。
- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第11条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、規則で定めるところにより、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1か月前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第12条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

（育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情）

第13条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第14条 管理者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務

務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第 15 条 第 6 条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(部分休業をすることができない職員)

第 16 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。次条において同じ。）

(第 1 号部分休業の承認)

第 17 条 育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第 67 条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は岡山市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 17 年岡山市町村総合事務組合条例第 10 号。）第 18 条の 2 に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第 1 号部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第 1 号部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 61 条の 2 第 20 項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

(第 2 号部分休業の承認)

第 17 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

- (1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間)

第 17 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3

月 31 日までとする。

(育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第 17 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

(育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情)

第 17 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更(以下「第 3 項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると管理者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第 18 条 職員が育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第 20 条第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第 19 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

(妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等)

第 20 条 管理者は、職員が当該管理者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 管理者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 21 条 管理者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則 (令和 2 年 3 月 30 日条例第 2 号)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(岡山市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

2 岡山県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項中「第 1 項」の次に「から第 4 項まで」を加え、同項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、第 3 項中「管理者は」の次に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし」を、「再任用短時間勤務職員」の次に「及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」を加え、「これらの日」を「日曜日及び土曜日」に改め、同項を第 5 項とし、第 2 項を第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により採用された職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 0 時まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分までの間において、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 31 時間までの範囲内で、管理者が定める。

第 2 条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 0 時まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分までの間において、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、管理者が定める。

第 2 条の 2 第 1 項中「前条第 1 項、第 2 項又は第 5 項」を「前条第 1 項から第 4 項まで又は第 7 項」に改める。

第 3 条第 3 項中「前条第 1 項、第 2 項又は第 5 項」を「第 2 条第 1 項から第 4 項まで又は第 7 項」に改める。

第 4 条第 1 項第 2 号及び第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」に改める。

第 5 条第 2 項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」にあっては、第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を、再任用短時間勤務職員に、「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改め、「勤務時間を」の次に「、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員にあっては、第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を」を加える。

第 7 条中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」に改める。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(臨時的に任用される者の勤務時間、休暇等)

第 9 条の 2 臨時的に任用される職員の勤務時間、休暇等については、この条例の規定にかかわらず、管理者が別に定める。

(岡山市町村総合事務組合職員給与条例の一部改正)

3 岡山市町村総合事務組合職員給与条例(平成 17 年岡山市町村総合事務組合条例第 15 号)の一部を次のように改める。

第 1 条中「岡山市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成 17 年岡山市町村総合事務組合条例第 10 号。以下「勤務時間条例」という。)第 3 条第 2 項に規定する」及び「(以下「正規の勤務時間」という。)」を削る。

第 2 条の 2 の見出し中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同条第 2 項中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 育児休業法第 18 条第 1 項の規定により採用された職員(以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。)の給料月額を、給料表に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じ、管理者が別に定める号給に、勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第 2 条の 2 を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(育児短時間勤務職員等の給料)

第 2 条の 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。)第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額については、その者の受ける号給に応じた額に、岡山市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成 17 年岡山市町村総合事務組合条例第 10 号。以下「勤務時間条例」という。)第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第 8 条第 4 項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」に、「勤務時間条例第 2 条第 2 項」を「勤務時間条例第 2 条第 2 項から第 4 項まで」に改める。

第 13 条第 2 項第 2 号及び第 3 項第 2 号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」に改め、同条第 7 項第 3 号中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。)」を「育児休業法」に改める。

第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、

再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」に改める。

第 18 条第 6 項に次のただし書を加える。

ただし、育児短時間勤務職員等については、「給料」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」とする。

第 18 条第 7 項に次のただし書を加える。

ただし、育児短時間勤務職員等については、「給料の月額」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」とする。

第 19 条第 4 項に次のただし書を加える。

ただし、育児短時間勤務職員等については、「給料」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」とする。

第 19 条の 2（見出しを含む。）中「再任用職員及び再任用短時間勤務職員」を「再任用職員、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」に改める。

第 23 条の次に次の 1 条を加える。

（給与の特例）

第 23 条の 2 臨時的に任用される職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、予算の範囲内において別に管理者が定める。

（岡山市町村総合事務組合職員給与条例附則第 2 項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する取扱い）

- 4 育児短時間勤務職員等についての岡山市町村総合事務組合職員給与条例附則第 2 項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、岡山市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 17 年岡山市町村総合事務組合条例第 10 条）第 2 条第 2 項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則（令和 4 年 9 月 30 日条例第 5 号）

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日条例第 2 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 7 条の規定は、公布の日から施行する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第 2 条 管理者は、次に掲げる者のうち、年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（第 1 条の規定による改正前の岡山市町村総合事務組合職員の定年に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第 2 条に規定する定年をいう。以下同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1 年を超

えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧定年条例第3条の規定により退職した者

(2) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用をいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は附則第4条第1項若しくは第2項の規定による採用をいう。次項第5号及び第4項において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、管理者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年（第1条の規定による改正後の岡山県市町村総合事務組合職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前4号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（暫定再任用をされた職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 管理者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員と同

意を得なければならない。

第3条 管理者は、前条第1項の規定によるほか、組合市町村（岡山市町村総合事務組合を構成している地方公共団体をいう。以下次項及び附則第5条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、管理者は、前条第2項の規定によるほか、組合市町村における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第4条 管理者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第2条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、管理者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第2条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第6条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第2条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 管理者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合市町村における附則第2

条第 1 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和 14 年 3 月 31 日までの間、管理者は、前条第 2 項の規定によるほか、新地方公務員法第 22 条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、組合市町村における附則第 2 条第 2 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第 13 条第 1 項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前 2 項の場合においては、附則第 2 条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第 6 条 管理者は、基準日（令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第 3 条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の管理者が別に定める短時間勤務の職（以下この条において、「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第 12 条に規定する年齢 60 年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該管理者が別に定める短時間勤務の職にあつては、管理者が別に定める者）を、新定年条例第 12 条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該管理者が別に定める短時間勤務の職にあつては、管理者が別に定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢）

第 7 条 令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢は、年齢 60 年とする。

（岡山市町村総合事務組合職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）

第 8 条 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条及び次条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）の給料月額

は、当該暫定再任用職員が第 2 条の規定による改正後の岡山市町村総合事務組合職員給与条例（以下「新給与条例」という。）第 2 条の 3 第 1 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される岡山市町村総合事務組合職員給与条例第 2 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、岡山市町村総合事務組合職員給与条例第 2 条第 2 項の規定により当該暫定再任用職員の属する等級に応じた額とする。

- 2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される岡山市町村総合事務組合職員給与条例第 2 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、岡山市町村総合事務組合職員給与条例第 2 条第 2 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する等級に応じた額に、第 3 条の規定による改正後の岡山市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下「新勤務時間条例」という。）第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 13 条第 2 項及び第 14 条第 1 項の規定を適用する。
- 4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 18 条第 5 項及び第 19 条第 11 項の規定を適用する。
- 5 岡山市町村総合事務組合職員給与条例第 3 条、第 4 条、第 9 条、第 10 条及び第 12 条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（岡山市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 9 条 暫定再任用短時間勤務職員は、新勤務時間条例第 2 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

（岡山市町村総合事務組合職員の懲戒に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 10 条 第 4 条の規定による改正後の岡山市町村総合事務組合職員の懲戒に関する条例第 3 条の規定は、施行日において減給の期間中にある者及び施行日以後において減給を発令された者について適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 27 日条例第 2 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 28 日条例第 7 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 10 月 21 日条例第 13 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 2 項第 2 号に掲

げる範囲内において、この条例の適用の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の岡山市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例第 17 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。